

関税率表解説改正

新	旧
第 71 類 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属 及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、 身辺用模造細貨類並びに貨幣 注 1 全部又は一部が次の材料から成る製品は、第 6 部の注 1 <u>(A)</u> に及びこの類の他の注において別段の定めがある場合を除くほか、すべてこの類に属する。 (省 略) 2 <u>(A)</u> 第71.13項から第71.15項までには、貴金属又は貴金属を張った金属をさ細な取付具、装飾物その他の部分（例えば、頭文字、はめ輪及び縁金）のみに使用した物品を含まない。 <u>(B)</u> 第71.16項には、貴金属又は貴金属を張った金属を使用した製品（これらをさ細な部分に使用したものを除く。）を含まない。 3 (省 略) 4 <u>(A)</u> 「貴金属」とは、銀、金及び白金をいう。 <u>(B)</u> 「白金」とは、白金、イリジウム、オスミウム、パラジウム、ロジウム及びルテニウムをいう。 <u>(C)</u> 貴石又は半貴石には、第96類の注 2 (b) の物品を含まない。 5～7 (省 略) 8 第71.12項に該当する物品は、第 6 部の注 1 <u>(A)</u> に規定する場合を除くほか、同項に属するものとし、この表の他の項には属さない。 9 第71.13項において「身辺用細貨類」とは、次の物品をいう。 (a) 小形の身辺用装飾品（例えば、指輪、腕輪、首飾り、ブローチ、イヤリング、時計用鎖、ペンダント、ネクタイピン、カフスボタン、衣服用飾りボタン、メダル及び記章） (b) 通常、ポケット若しくはハンドバッグに入れて携帯し又は身辺に付けて使用する身辺用品（例えば、<u>シガーケース、シガレットケース、嗅ぎたばこ入れ、口中香剤入れ、錠剤入れ、おしろい入れ、鎖入れ及び数珠</u>） <u>これらの物品は、組み合わせてあるかセットであるかないかを問わない（例えば、天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、合成若しくは再生した貴石又は半貴石、ベっ甲、真珠層、象牙、天然又は再生させたこはく、黒玉及びさんご）。</u> 10～11 (省 略) 号注 1 (省 略)	第 71 類 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属 及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、 身辺用模造細貨類並びに貨幣 注 1 全部又は一部が次の材料から成る製品は、第 6 部の注 1 <u>(a)</u> に及びこの類の他の注において別段の定めがある場合を除くほか、すべてこの類に属する。 (省 略) 2 <u>(a)</u> 第71.13項から第71.15項までには、貴金属又は貴金属を張った金属をさ細な取付具、装飾物その他の部分（例えば、頭文字、はめ輪及び縁金）のみに使用した物品を含まない。 <u>(b)</u> 第71.16項には、貴金属又は貴金属を張った金属を使用した製品（これらをさ細な部分に使用したものを除く。）を含まない。 3 (省 略) 4 <u>(a)</u> 「貴金属」とは、銀、金及び白金をいう。 <u>(b)</u> 「白金」とは、白金、イリジウム、オスミウム、パラジウム、ロジウム及びルテニウムをいう。 <u>(c)</u> 貴石又は半貴石には、第96類の注 2 (b) の物品を含まない。 5～7 (省 略) 8 第71.12項に該当する物品は、第 6 部の注 1 <u>(a)</u> に規定する場合を除くほか、同項に属するものとし、この表の他の項には属さない。 9 第71.13項において「身辺用細貨類」とは、次の物品をいう。 (a) 小形の身辺用装飾品（例えば、指輪、腕輪、首飾り、ブローチ、イヤリング、時計用鎖、ペンダント、ネクタイピン、カフスボタン、衣服用飾りボタン、メダル及び記章。<u>宝石を取り付けてあるかないかを問わない。</u>） (b) 通常、ポケット若しくはハンドバッグに入れて携帯し又は身辺に付けて使用する身辺用品（例えば、シガレットケース、おしろい入れ、鎖入れ及び<u>口中剤入れ</u>） (新 規) 10～11 (省 略) 号注 1 (省 略)

関税率表解説改正

新	旧
2 第7110.11号及び第7110.19号において白金には、注4 <u>(B)</u>の規定にかかわらず、イリジウム、オスミウム、パラジウム、ロジウム及びルテニウムを含まない。 3 (省 略) (省 略)	2 第7110.11号及び第7110.19号において白金には、注4 <u>(b)</u>の規定にかかわらず、イリジウム、オスミウム、パラジウム、ロジウム及びルテニウムを含まない。 3 (省 略) (省 略)

関税率表解説改正

新	旧
71.10 白金（加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。） （省 略） 白金には、次のものを含む（71類<u>注 4（B）</u>参照）。 （省 略）	71.10 白金（加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。） （省 略） 白金には、次のものを含む（71類<u>注 4（b）</u>参照）。 （省 略）
71.15 その他の製品（貴金属又は貴金属を張った金属製のものに限る。） （省 略） この項には、全部又は一部に貴金属又は貴金属を張った金属のすべての製品を含む。ただし、身辺用細貨類並びにその部分品及び未完成品（71.13）並びに細工品並びにその部分品及び未完成品（71.14）並びにこの類の<u>注 2（A）</u>及び3に規定する物品を除く。 （省 略）	71.15 その他の製品（貴金属又は貴金属を張った金属製のものに限る。） （省 略） この項には、全部又は一部に貴金属又は貴金属を張った金属のすべての製品を含む。ただし、身辺用細貨類並びにその部分品及び未完成品（71.13）並びに細工品並びにその部分品及び未完成品（71.14）並びにこの類の<u>注 2（a）</u>及び3に規定する物品を除く。 （省 略）

関税率表解説改正

新	旧
71.16 天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石の製品 (省 略) この項には、全部又は一部に、天然若しくは養殖の真珠、貴石又は半貴石を使用したすべての製品（この類の<u>注2（B）</u>及び3に規定する物品を除く。）を含む。ただし、貴金属又は貴金属を張った金属（さ細な部分に使用したものを除く。）を含まない（この類の<u>注2（B）</u>参照）。 この項には、次の物品を含む。 (A) 身辺用装飾品その他の装飾品（例えば、ハンドバッグ用の留金及びフレーム等、くし、ブラシ、イヤリング、カフスボタン、飾りボタンその他これに類するもの）で、卑金属（貴金属でめっきしてあるかないかを問わない。）、アイボリー、木材、プラスチック等に天然若しくは養殖真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石を取り付けたもの：真珠、貴石又は半貴石を寸法、品質、色彩等に従って格付けを行い、身辺用細貨類として使用できるようにしたものは、この項に含まれるが、格付けしていない又は格付けしてある真珠及び格付けしていない貴石又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したもので、金属その他の材料製の取付具を有しないものはこの項に含まない。これらは、71.01項、71.03項又は71.04項に分類する（71.01項から71.03項までの解説参照）。 この項の物品は、この類の<u>注2（B）</u>の規定により、貴金属又は貴金属を張った金属をさ細な部分に使用したものを含む。例えば、真珠の首飾りに金製の留金を有するものはこの項に含まれる。しかしながら、貴金属又は貴金属を張った金属をさ細な部分以上に使用したもの（例えば、金製留金を有するイヤリング）は含まない（71.13）。 (B) (省 略) (省 略)	71.16 天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石の製品 (省 略) この項には、全部又は一部に、天然若しくは養殖の真珠、貴石又は半貴石を使用したすべての製品（この類の<u>注2（b）</u>及び3に規定する物品を除く。）を含む。ただし、貴金属又は貴金属を張った金属（さ細な部分に使用したものを除く。）を含まない（この類の<u>注2（b）</u>参照）。 この項には、次の物品を含む。 (A) 身辺用装飾品その他の装飾品（例えば、ハンドバッグ用の留金及びフレーム等、くし、ブラシ、イヤリング、カフスボタン、飾りボタンその他これに類するもの）で、卑金属（貴金属でめっきしてあるかないかを問わない。）、アイボリー、木材、プラスチック等に天然若しくは養殖真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石を取り付けたもの：真珠、貴石又は半貴石を寸法、品質、色彩等に従って格付けを行い、身辺用細貨類として使用できるようにしたものは、この項に含まれるが、格付けしていない又は格付けしてある真珠及び格付けしていない貴石又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したもので、金属その他の材料製の取付具を有しないものはこの項に含まない。これらは、71.01項、71.03項又は71.04項に分類する（71.01項から71.03項までの解説参照）。 この項の物品は、この類の<u>注2（b）</u>の規定により、貴金属又は貴金属を張った金属をさ細な部分に使用したものを含む。例えば、真珠の首飾りに金属の留金を有するものはこの項に含まれる。しかしながら、貴金属又は貴金属を張った金属をさ細な部分以上に使用したもの（例えば、金製留金を有するイヤリング）は含まない（71.13）。 (B) (省 略) (省 略)

関税率表解説改正

新	旧
71.17 身辺用模造細貨類 (省 略) この項において、身辺用模造細貨類とは、この類の注11に規定したように、小型の身辺装飾品に限る。すなわち、71.13項の解説の（A）に掲げる物品のようなもの、例えば、指輪、腕輪（腕時計用腕輪を除く。）、首飾り、イヤリング、カフスボタン等（ただし、96.06項のボタンその他の物品並びに96.15項の装飾用くし、ヘアスライドその他これらに類する物品及びヘアピンを除く。）で貴金属又は貴金属を張った金属を使用してないもの（この類の<u>注2（A）</u>に規定するようにめっきしたもの及びさ細な部分に使用したものを除く。例えば、頭文字、はめ輪、縁金）及び天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石を使用してないものである。 (省 略)	71.17 身辺用模造細貨類 (省 略) この項において、身辺用模造細貨類とは、この類の注11に規定したように、小型の身辺装飾品に限る。すなわち、71.13項の解説の（A）に掲げる物品のようなもの、例えば、指輪、腕輪（腕時計用腕輪を除く。）、首飾り、イヤリング、カフスボタン等（ただし、96.06項のボタンその他の物品並びに96.15項の装飾用くし、ヘアスライドその他これらに類する物品及びヘアピンを除く。）で貴金属又は貴金属を張った金属を使用してないもの（この類の<u>注2（a）</u>に規定するようにめっきしたもの及びさ細な部分に使用したものを除く。例えば、頭文字、はめ輪、縁金）及び天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石を使用してないものである。 (省 略)